

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス



《退職給付会計関係》

平成24年5月18日

「退職給付に関する会計基準」等の改正について

わが国の退職給付会計基準は、近年の会計基準の国際的な統一化の流れを受けて、その見直しについて議論が重ねられてきました。このたび企業会計基準委員会（ASBJ）は、本年5月10日開催の第243回企業会計基準委員会において、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表について承認・議決し、上記会計基準等（以下「新基準」）を5月17日付で公表しましたので、その概要についてご案内いたします。

1. 現行基準および公開草案からの変更点

現行の退職給付会計基準からの改正項目における、公開草案（平成22年3月18日公表）と新基準との相違点は、下表の通りです。新基準は、全般的には公開草案の内容にほぼ沿ったものとなっていますが、貸借対照表上における即時認識が連結財務諸表にのみ適用されるなど、公開草案の公表時に寄せられたコメント等を踏まえた変更点が幾つか見られます。

＜公開草案と新基準との相違点＞

		公開草案	新基準
名称等の表示		「退職給付に係る負債」「退職給付に係る資産」「過去勤務費用」「長期期待運用収益率」	「退職給付に係る負債」「退職給付に係る資産」については <u>連結財務諸表のみに適用</u> 。
貸借対照表上における即時認識		退職給付債務と年金資産との差額をすべて貸借対照表に記載。当期に発生した未認識項目はその他包括利益による即時認識。	左記の取扱いは <u>連結財務諸表のみに適用</u> （個別財務諸表は従来通り遅延認識が可能）。
退職給付債務計算の見直し	期間帰属の方法	次のいずれかを選択可。 ・期間定額基準 ・給付算定式に従う方法（後加重がある場合は定額補正を行う）	次のいずれかを選択可。 ・期間定額基準 ・ <u>給付算定式基準</u> （後加重がある場合は均等補正を行う）
	割引率	給付見込期間ごとに設定された複数の割引率（イールドカーブ）の使用が原則、上記を反映した単一の加重平均割引率も使用可。	複数の割引率の使用を原則とするのではなく、 <u>複数と単一を並列的な扱いとする表記に変更</u> 。
注記事項		注記による開示項目を拡充。	一部の注記項目について削除または簡素化。
適用時期		・平成23年4月開始の事業年度末から適用（早期適用可）。 ・退職給付債務の計算等については平成24年4月（期首）から適用（早期適用可）。	・平成25年4月開始の事業年度末から適用（早期適用可）。 ・退職給付債務の計算等については平成26年4月（期首）から適用（早期適用可）。

2. 新基準の概要

(1) 用語等の表示

一部の用語や勘定科目等について、以下の通り名称が変更されます。

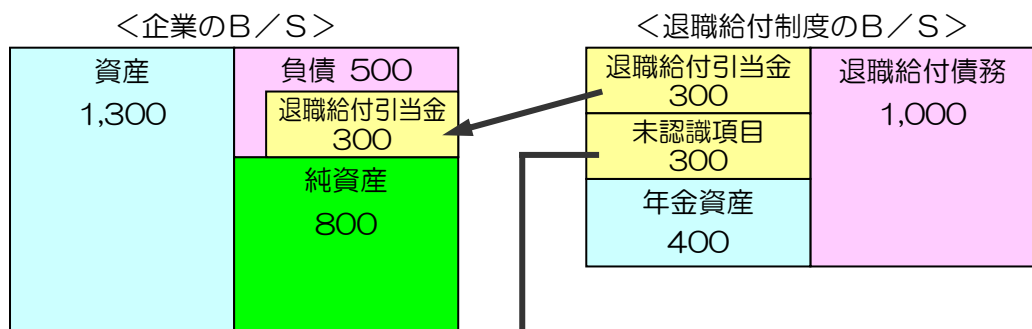
変更前	変更後	考え方
退職給付引当金	退職給付に係る負債 ^(※)	貸借対照表上における計上方法の変更等により「引当金」「費用」という名称がそぐわなくなったもの
前払年金費用	退職給付に係る資産 ^(※)	
過去勤務債務	過去勤務費用	年金財政計算上の「過去勤務債務」とは異なることを明瞭化（取扱いは従来通り）
期待運用収益率	長期期待運用収益率	退職給付の支払に充てられるまでの期間にわたる期待に基づくことを明確化（取扱いは従来通り）

(※) 個別財務諸表については、当面の間、変更前の科目を用いることとされました。

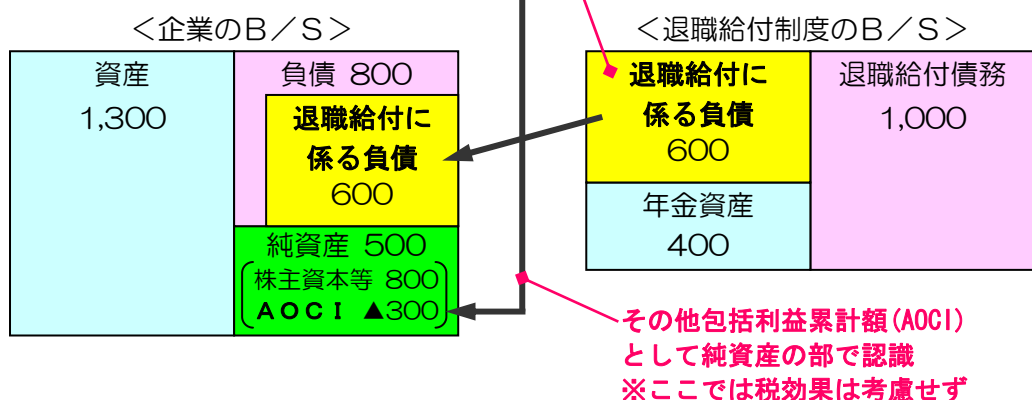
(2) 貸借対照表上における未認識債務の即時認識

- 退職給付債務と年金資産の額との差額は、すべて貸借対照表上で負債（または資産）として認識します（即時認識）。
- 未認識項目（「未認識数理計算上の差異」「未認識過去勤務費用」）は、遅延認識は行わず税効果を調整した上で、貸借対照表の純資産の部（その他の包括利益累計額）で認識します。
- 損益計算書における未認識項目の費用処理方法（即時または一定期間内）は、従来通りの取扱いです。なお、純資産の部で認識した未認識項目については、次年度以降組替調整（リサイクル）を行い損益計算書に反映させます。
- 上記の取扱いは連結財務諸表のみに適用され、個別財務諸表については従来通りの取扱いとなります（連結と個別とで取扱いが異なることを注記する必要があります）。

◆現行基準における処理（イメージ）



◆新基準における処理（イメージ）

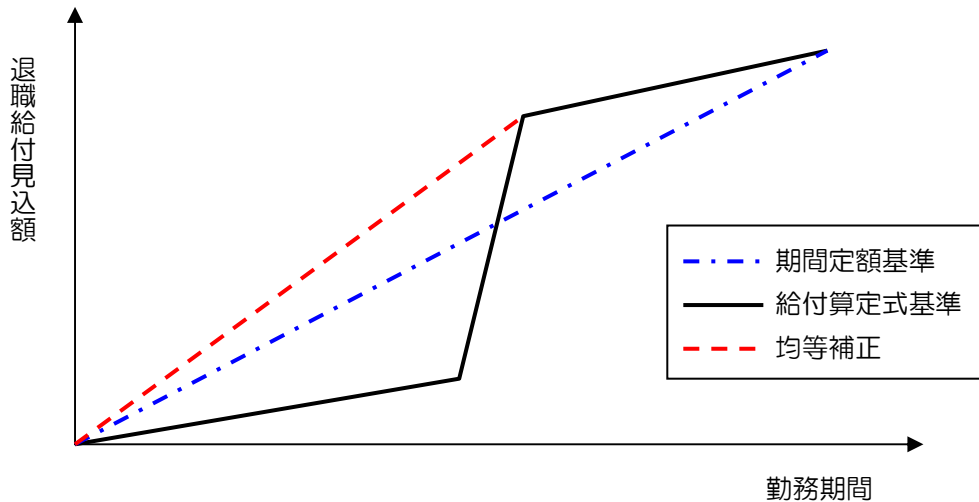


(3) 退職給付債務の計算方法の見直し

①退職給付見込額の期間帰属方法

次のいずれかの方法を選択適用できます。なお、一旦採用した方法は、原則として継続適用しなければなりません。

- ・ 期間定額基準（現行基準における方法）
- ・ 給付算定式基準（勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が初期よりも著しく高い水準（いわゆる「後加重（バックローディング）」）となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなした補正を行わなければなりません。）



②割引率

現行基準における単一の割引率ではなく、新基準では退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率を用いることとされ、次の方法が例示されています。

- ・ 退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法
- ・ 退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率（イールドカーブ）を使用する方法

③予想昇給率

退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因として、確実に見込まれる昇給等ではなく予想される昇給等を考慮することとされました。

(4) 複数事業主制度における取扱い

複数の事業主により設立された確定給付型の企業年金制度を採用している場合において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、要拠出額をもって費用処理を行うこととされています。

新基準では、当該取扱いの対象となるかどうかは制度の内容を勘案して判断することとされました。

(5) 注記事項の拡充

- ・ 財務諸表の有用性をさらに高める観点から、退職給付債務や年金資産の増減の内訳など国際的な会計基準で採用されている項目を中心に、以下の通り拡充されています。

- ・ 下記項目のうち②から⑪については、連結財務諸表において注記していれば、個別財務諸表への注記は必要ありません。

注 記 項 目	現行基準との相違
①退職給付の会計処理基準に関する事項	
②企業の採用する退職給付制度の概要	
③退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	新設
④年金資産の期首残高と期末残高の調整表	新設
⑤退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表	変更
⑥退職給付に関連する損益	
⑦その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳	新設
⑧貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳	新設
⑨年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。）	新設
⑩数理計算上の計算基礎に関する事項	変更
⑪その他の退職給付に関する事項	新設

(6) 適用時期

項 目	適用時期	適用方法
(1) 下記(2)を除く 全て	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。 早期適用として、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。	過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、純資産の部における退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に加減する。
(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し並びに複数事業主制度の定めなど	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。 なお、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することも認める。早期適用として、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。	過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、期首の利益剰余金に加減する。

(※) 上記(2)の適用にあたっては、その適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、給付算定式基準を選択することができます。

3. 今後の検討課題について

わが国における退職給付会計基準の見直しは、平成 21 年 9 月更新の ASBJ「プロジェクト計画表」により、ステップ 1 とステップ 2 の二段階に分けて実施することとされています。ステップ 1 では、①未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法の見直し、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し、③開示の拡充、の 3 点を取り扱うこととされており、今般制定された新基準は、ステップ 1 に当たるものです。

今後、ステップ2は、国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを踏まえつつ、「数理計算上の差異および過去勤務費用の取扱い」「重要性基準と回廊（コリドー）アプローチ」「連単分離のあり方」などが検討課題となるものと考えられます。

<ご参考資料>

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表（企業会計基準委員会ホームページ）

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyu-4/

以 上

【予告】企業年金セミナー(退職給付会計セミナー(仮題))の開催について

- ・ 一般の日本基準の公表により、弊社では新基準に関するセミナー開催を以下のとおり予定させていただいております。
- ・ 恐れ入りますが、開催日等は予定であり、今後変更させていただく場合がございます。弊社企業年金お取引先のお客さまには、後日確定次第改めてご案内申し上げます。

平成 24 年 6 月 11 日（月）	東京開催
平成 24 年 6 月 12 日（火）	大阪開催
平成 24 年 6 月 13 日（水）	名古屋開催
平成 24 年 7 月上旬	福岡開催